

錦江町自然資本データ活用による産業創出事業委託業務
プロポーザル審査（2次審査）における評価基準及び審査方法について

（目的）

第1 本規定は、錦江町自然資本データ活用による産業創出事業委託業務において、プロポーザル方式で業務委託の相手方の特定を行うための評価基準及び審査方法、その他を定めるものである。

（評価基準）

第2 各審査委員が、提出された提案書を採点する際の基準は、提案項目ごとに、次に掲げる評価視点・点数配分により、別紙評価表をもって行うものとする。

- (1) 【提案書の内容】(55点) (企画・分析・関係構築等の能力、提案の俯瞰力の高さを評価)
- (2) 【業務の実施体制】(10点) (実施体制の的確性を評価)
- (3) 【業務の進行管理】(10点) (進行管理体制の充実を評価)
- (4) 【プレゼン内容】(20点) (表現(伝達)力、課題把握、達成可能性、具体性、積極性を評価)
- (5) 【見積書】(5点) (見積金額の的確性を評価)

（審査方法）

第3 基本条件

- (1) 事務局は、提案書が提出された後、会社名を伏せ、番号を付した提案書を速やかに配布する。
- (2) 各委員は、配布された提案書及びプレゼンテーション後、速やかに評価表を記入し、審査会当日に事務局へ提出する。
- (3) 事務局は、各委員から提出された評価表の取りまとめ結果を報告する。
- (4) 審査会は、評価結果において獲得した点数を参考に、総合的に判断し、最も適した事業者を選択し、順位をつける。

（結果の通知）

第4 第3の結果を通知及び公表するときは、次により行う。

- (1) 結果の通知は、提案参加者全員に対し電子メールで通知する。
- (2) 結果の公表は、以下の内容を錦江町ホームページに掲載する方法で行う。

（公表内容）

- ① 業務名 錦江町自然資本データ活用による産業創出事業委託業務
- ② 選定事業者名
- ③ 審査会開催日時
- ④ 開催場所
- ⑤ 担当課 錦江町産業振興課